

平成24年11月22日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表 3件…………… 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年11月22日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
財—————317
平成24年10月31日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成21年度包括外部監査（指定管理者制度の運用状況について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書 概要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
61 (8)	I 外部監査の結論 一 論点別一 2 直営施設について (1) カテゴリー毎の監査 意見 ① カテゴリー4	<p>秋営住宅についても、指定管理者制度導入の可否の検討は今後も進める必要がある。〔意見〕</p>	<p>秋営住宅については、関係市と協議しながら指定管理者制度の導入の適否について検討している。</p>	対応中	建築住宅課
86 (11)	II 外部監査の結論 一 施設別一 1 秋営住宅 (1) 秋田市近郊以外指定 管理者制度を採用しな いことについて	<p>秋田県全土一括での公募も可能という条件を残した上で北部、中部、南部の3つのエリアに分け公募するなどの工夫をし、全ての県営住宅について指定管理者制度導入の検討をする必要がある。</p> <p>また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場合でも近隣の市への管理代行の可能性など最良の方策に向けての検討は継続する必要がある。〔意見〕</p>	<p>秋営住宅は、公営住宅入居者ニーズ（福祉部局との連携等）、及び管理コスト削減要請を併せ考えると、所在する地域で地元市営住宅と一体的、かつ地域の実情に沿った管理が求められる。</p> <p>昨年度、県営住宅の（市への）管理移管について検討したが、現状では解決すべき課題が多く実現に至っていない。引き続き、効率的な有効活用を図る観点から、関係各市と意見交換を進め、管理移管以外の指定管理制度の導入、管理代行を含めて検討していく。</p>	対応中	建築住宅課
113 (12)	4 南部老人福祉総合エリア (4) 設備の利用状況について（南部老人福祉総合エリア）	<p>破損して利用できないテニスコートについて、今後の用途を明確にした上で必要な措置を講ずる必要がある。〔意見〕</p>	<p>平成23年11月に県と指定管理者及び敷地所有者である横手市の三者で、テニスコートの今後の活用について協議を行った。協議の場で、テニスコートの再整備やミニ</p>	対応中	長寿社会課

114 (13)	(6) 在宅老人介護センター、診療リハビリセンター(南部老人福祉総合エリア)	コミュニケーションセンター入口に向かつて左側に従来在宅老人介護センター、診療リハビリセンターがあった区域がある。これらはいずれも終了しているが、終了後の空きスペースを有効活用しきれない場所があった。何らかの活用の検討が必要である。〔意見〕	フラワーパーク等への用途変更等の意見・提案があり、そのことについて、今後、継続して協議する場を設けていくことにした。	対応済み	
144 (15)	7 県民会館(生涯学習センター分館含む) (2) 施設設備について	将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。〔意見〕	平成23年度に新たに観客用のエレベーターを県民会館ホール内に設置し、運用を開始した。	対応済み	文化振興課
208 (21)	9 体育施設(向浜スポーツゾーン) (1) 事業そのものあり方について(秋田県立運動広場)	秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。〔意見〕	向浜運動広場のテニスコートについては、利用状況等に基づき、9面のうち4面を廃止のうえ、稼働率の良い残りのコートを使用している。なお、他施設への改修なども含めた今後の活用方法については施設管理者や利用者などと協議している。	対応中	スポーツ振興課

平成22年度包括外部監査（秋田県における補助金の執行事務について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書 概要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
16 (9)	5 福祉施設経営指導事業費 補助金	(2) 「補助金の効率的な使用」 県は、社会福祉協議会に対し、指導活動の活動日数を特定の日にする等、一日当たりの相談件数を上げる施策を講じるよう指導するか、補助金の廃止を含めた制度の抜本改正を行うべきである。〔意見〕	高齢化社会が進展する中で、福祉施設等の経営基盤が安定していることは重要である。特に、平成24年度から社会福祉法人に新会計基準が適用され、平成27年度の新基準への完全移行を円滑に実施するため、社会福祉協議会が行う経営指導の必要性は高まっている。 平成23年度は新基準に関する基礎的内容の研修会を2回開催したところ、関心が高く約300名の参加があった。平成24年度は応用研修、平成25年度はフォローアップ研修の開催を予定するなど、個別相談のみならず、今後は福祉施設等が必要とする情報を適宜提供する集団研修を強化し、効率的・効果的な事業展開に取り組んでいく。	対応済み	福祉政策課
19 (8)	7 社会福祉施設職員退職手当 当共済費補助金	(1) 「医療機構の資金運用」 補助先の独立行政法人福祉医療機構において多額の信託運用損が発生していることから、県は資金の運用を安全に行うよう福祉医療機構に申し入れを行うべきである。さらに、福祉医療機構の決算書を毎期入手し、資金運用について監視を行い、今後このようなリスクの高い資金運用を行うのであれば補助金の交付を取りやめる等の措置まで視野に入れた対応を行うべきである。〔意見〕	独立行政法人福祉医療機構へ適切な資金運用について申し入れを行うとともに、監督官庁である厚生労働省に対して、県の包括外部監査で当該意見があつた旨を情報提供した。同機構の決算書については毎期入手し、その資金運用について注視していくこととしている。 なお、同機構が信託運用損を発生させている案件は、当該補助金とは別の事業である。本事業は、民間社会福祉施設職員の退職手当の安定的支給を確保するためのものであり、全国的な枠組みの中で各都道府県が拠出しているものである。本県のみ本補助金の交付を取りやめることは困難である。	対応済み	長寿社会課

<p>2 2 (5)</p>	<p>9 秋田県介護保険苦情処理 業務実施事業費補助金</p>	<p>(1) 「調査員等の業務内容の把握」 補助事業の実施状況に係る調査について、 現状では、実績報告書の提出をもって完了 としており、具体的な作業内容の把握等は 行っていない。 県は、補助先である秋田県国民健康保険 団体連合会において調査員等が行った業務 に係る日報、報告書を徴求し、それも調査 対象に加えるべきであり、連合会に対し作 業日報、作業内容の報告書等の作成、提出 を義務づけるべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「事業に応じた補助制度のあり方」 近年は補助基準額を縮小していることか ら、結果として補助金交付額が減少傾向と なっているが、相談・苦情及び苦情申立受 付件数も減少してきており、介護保険制度 が浸透してきてきた状況を踏まえれば、補助基 準額を縮小するという補助金の算出方法で はなく、相談件数に応じて補助金の額を算 出する方法の導入も検討すべきである。〔意 見〕</p>	<p>平成23年度の補助事業の実績報告にあつて は、補助対象事業費に係る実績報告書に加え、 業務の実績に応じた所要経費の内訳を明らか にした業務内容報告書を提出させ、これによ り補助事業の実施状況を確認したうえで補助 金の額を確定することとした。</p> <p>平成24年度から当該補助金を廃止した。</p>	<p>長寿社会課 対応済み</p>
<p>2 6 (10)</p>	<p>11 放課後児童健全育成事業 費補助金</p>	<p>(1) 「放課後子どもプランの一体実施」 一体的あるいは連携して実施されること になっている放課後子ども教室推進事業(文 部科学省所管)と放課後児童健全育成事業 (厚生労働省所管)の間で柔軟に予算配分 を行うことができれば、より国に働きかけを 勝手のよい制度にするよう国に働きかけを 行うべきである。〔意見〕</p>	<p>放課後児童健全育成事業については、平成 24年8月10日に成立した「子ども・子育て支 援法」の中で「地域子ども・子育て支援事業」 として位置付けられ、対象年齢や基準が児童 福祉法の改正により法定化され、事業拡充等 に伴う財源には、社会保障・税一体改革によ る消費税増税分が充てられるとともに、国及 び県が事業費の一定割合分を包括交付金とし て市町村に交付することになっている。 今後も、放課後子ども教室推進事業と放課 後児童健全育成事業が放課後子どもプランと</p>	<p>子育て支援 課 対応困難</p>

<p>して、それぞれの特長を生かしながら、子ども の安全で健やかな居場所の確保、地域住民 との交流活動等の取組の充実のため実施する こととなるかは、現段階においては不確定で あるが、少なくとも財源措置については、異 なる形になる見込みである。 このように、子ども・子育て支援に係る新 たな制度が、これまでとは異なる財政スキ ムにより開始されようとしている中で、県と して今後の国の動向を注視していく必要はあ るが、国に対し、更に予算配分の柔軟な対応 等について働きかけることは、適切でないも のと考えられる。</p>	<p>県民生活課</p>
<p>「補助事業継続の必要性」 県民会議は、法人化にあたり行政や民間 から寄付金を募り、これを基金として積立 て、この資金を国債等で安全運用しつつそ の果実を活動資金に充てるというスキーム で法人化されている。 しかし、このスキームは今や成り立たな い環境になってきており、加えて県の財政 も相当程度厳しいものになってきているこ とを考慮すれば、事業活動に使用できる資 金を有している県民会議に対する補助金の 交付は他の事業に比べて優先度を低くせざ るを得ないのではないか。県は県民会議の 事業活動を再構築し、当該補助金を廃止す る方向で検討を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>当該補助金については、段階的に削減を図 ってきたところであり、平成23年度及び平成 24年度において、それぞれ前年度比約2割の 削減、平成13年度比では約9割を削減してい る。 しかし、当該団体は、青少年健全育成に関 するセミナーや中核的指導者研修会の開催、 青少年育成団体等に対する講師の派遣など、 県が進める青少年健全育成行政と密接不可分 な事業等を行っていることから、今後も、最 小限の範囲において、補助金の支出を継続し ていく必要がある。</p>
<p>22 青少年育成秋田県民会議 補助金</p>	<p>環境整備課</p>
<p>42 (10)</p>	<p>対応済み</p>
<p>25 ポリ塩化ビフェニル廃棄 物対策推進事業補助金</p>	<p>平成24年度から中小企業のPCB処理の加速が 見込まれることから、引き続き、拠出するこ ととした。 なお、本基金については、国と都道府県が 強調して基金を造成することとしており、各</p>
<p>50 (10)</p>	<p>対応済み</p>

<p>(7)</p>	<p>必要があるのかについて慎重に検討を行う必要がある。県の財政状況を考えるならば、これから数年先に処理を行うものに対する処理費用に対し、敢えて前払を行う年度にはないの。既に交付した補助金を取り返すことは出来なくとも、既支払額が処理量に見合った額になるまで拠出を見合わせるべきである。〔意見〕</p> <p>(3) 「拠出基金の負担割合」 拠出基金の負担割合について、県は環境省に申し入れを行い、人口比ではなく、処理見込み台数等、より合理的な配分方法に変更するよう申し入れを行うべきである。 また、事業終了時において処分量等適切な基準に基づき精算を行うよう環境省に申し入れを行うべきである。〔意見〕</p>	<p>都道府県が拠出している状況であることを環境省に確認した。</p> <p>対応済み</p> <p>平成22年度の事業仕分けの評価結果を受け、毎年度の拠出額については、適正な規模にすべく、平成23年度以降は、毎年度国・都道府県それぞれ15億円の造成額としたことを環境省に確認した。 また、事業終了時の精算についても何らかの対応が行われるものと考えられるとの回答を待っている。</p>	<p>畜産振興課</p>
<p>94 (10)</p> <p>41 自衛防疫強化対策事業補助金</p>	<p>(1) 「補助金の予防接種普及啓発への効果」 補助単価が実際の接種手数料のおよそ4/100と接種手数料に占める補助金の割合が低いため、この補助金の予防接種普及啓発への効果は低いものと言わざるをえない状況である。 補助金には人件費が含まれていないことから、合理的な基準により按分した人件費を加え、補助事業に係る額を把握した上で、補助金の存続について検討を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>検討中</p> <p>予防接種手数料に対する補助金の占める割合は低い状況であるが、県が補助事業を実施していることから、市町村や畜産関係団体も地域の自衛防疫組織への負担金などを拠出しており、関係者が一体となった自衛防疫体制が確立しているのが現状である。 また、補助事業における人件費を按分した場面の事業収支は赤字であり、赤字分を県の補助金で賄っている状況である。 上記の状況を踏まえ、今後の県の支援の在り方や円滑な推進体制等について、農業公社や関係機関と平成24年度内に検討することとしている。</p>	<p>畜産振興課</p>

<p>1 1 8 (9)</p>	<p>54 地方鉄道運営補助金 (秋田内陸縦貫鉄道)</p>	<p>(1) 「補助金支給の効果測定」 今後、輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要であるし、このまま補助金で経常損失を補ってんし鉄道を存続させることの是非についても再検討する必要があることとなる。これに対し、鉄道の便数をこのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが、これによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を収集し、試算することが必要である。さらに、この経済効果算出のための基本データは毎年変化していくものであるから、適宜補正していく必要がある。「意見」</p>	<p>内陸線を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計については、県統計でも把握しておらず、今年度、会社やシンクタンク等と連携し、現在、「経済波及効果分析」及び「地域活性化策の検討」について調査を実施している段階である。 また、運行本数の削減やバス等への転換に係る経費については、平成19年度に試算しているが、必要に応じてデータを更新していくとともに、経済波及効果についても反映させるよう、その手法について検討していく。</p>	<p>対応予定</p>	<p>交通政策課</p>
<p>1 1 9 (9)</p>	<p>55 地方鉄道運営補助金 (由利高原鉄道)</p>	<p>(1) 「補助金支給の効果測定」 輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要となり、これが予想される。補助金により経常損失を補てんし鉄道を存続することの意義についても再検討が必要となる事象も予想される。鉄道の便数をこのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが、これに必要な情報はすぐに集まるものではない。 県は、必要な鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を今のうちから収集し、試算の準備をおく必要がある。「意見」</p>	<p>秋田県観光統計については、全県の観光消費額の統計は把握しているものの、由利高原鉄道沿線近辺のみに着目した観光消費額の統計は把握しておらず、その把握手法について今後関係部署や鉄道会社と検討していく。 また、代替交通機関とする場合については、最善な交通手段の在り方も含めて今後検討していくが、バス等の代替交通機関への移行費用については、鉄道会社及びバス会社等とともに鉄道・バス路線等の運行回数や利用者数、平均乗車密度などを把握し、その費用を試算する。由利本荘市が平成23～24年度にかけてバス路線の再編を行う予定であり、その結果を受けて平成25～26年度に検討を開始する。</p>	<p>対応予定</p>	<p>交通政策課</p>

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書 概要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
23 (2)	1 未利用財産 (1) 県の公有財産管理 ① 管理システムの有効 利用について	<p>県の財産は管理システムで管理されているが、閲覧権限は担当する部局に限られており、全庁の財産を見るには毎年度末に配布される紙ベースの「公有財産内訳書」を見る以外にはなく、必要な財産を探すのは簡単ではない。管理システムの閲覧権限の対象を拡大し、より多くの部署で必要な財産を探ることができるようにするべきである。</p> <p>また、管理システム上、個々の財産の利用状況に関する情報の一部を入力することが出来るのに対しこれが徹底されていない。利用状況に関する情報入力徹底することが有効活用の機会を増やすことになるのであるから、必須の入力項目とするよう運用を改めるべきである。有効利用の観点から管理システムを使いこなすことが必要である。〔意見〕</p>	<p>管理システムの改修を行い、閲覧機能を拡大するとともに、利用状況の項目を細分化・必須入力とし、運用を改めた。</p>	対応済み	財産活用課
24 (3)	(2) 旧衛生看護学院 ① 未利用土地の活用方針の早期策定について	<p>この土地は秋田駅に近く、大型の施設を建設するのに適した広さをもっている、医療施設が隣接している貴重な地区であるといった特徴があり、県も今後の活用方法を容易に決めかねている状態にある。その結果、平成20年以降3年間にわたり未利用状態となっている。</p> <p>近隣の旧日赤・婦人会館跡地に関する秋田市中通一丁目地区再開発事業も進展しつつあることから、この再開発地区に近接するこの土地についても漫然と遊休公有地とするのでは</p>	<p>保健医療施設としての利活用方法について引き続き検討を行っている。</p>	検討中	医務薬事課

<p>26 (3)</p>	<p>(3) 廃川敷地(犀川) ① 土地使用者との交渉過程の未記録について ② 土地の占有状態の早期解消について</p>	<p>はなく、できるだけ早期にその利用を決定し、秋田駅周辺から再開発地区にかけての全体的にぎわいの創出や都市機能の充実に貢献するよう努めるべきである。〔意見〕</p>	<p>当該土地に関して、県は昭和39年以降、現在の土地使用者と売買や賃貸の交渉を行っていた。しかし、当該交渉内容に関する記録が残されていないことから、売却や賃貸の交渉の経緯が不明となり、交渉の進展を困難にさせている。記録が存在することにより県担当者が変更した際にも経緯の引き継ぎが容易になり、また継続した管理(交渉)が可能になるのであるから、記録を行うべきであった。〔指摘事項〕</p> <p>この土地には、居住用建物を建設し居住している使用者がいる。この居住者は河川改修工事に伴い県の指示によりこの地に移転していること、移転のための造成費用は本人が負担したという事実もあるが、過去の詳細な経緯について県が記録を取っていないこともあり、占有状態の解消に向けた交渉が難航している。時の経過によりますます売却が困難になることは間違いないことから、早い時期に売却(賃貸)を行うべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>建設政策課</p>
<p>28 (4)</p>	<p>(4) 廃道敷地(上小阿仁) ① 土地の不法占有の早期解決について(A地)</p>	<p>建設政策課</p>	<p>平成24年4月の用地課長班長会議において、交渉記録簿を作成するように周知徹底している。</p> <p>平成24年度中の売買契約締結に向け、使用者と交渉中である。</p>	<p>建設政策課</p>

<p>(4)</p>	<p>② 土地の用途変更について(C地)</p>	<p>探るべきである。〔指摘事項〕 C地の一部は河川に浸食されている。ガードレールがあり、道路から容易には当該敷地に入ることには困難である。浸食された部分の近くの土地は、今後使用するためには、これ以上浸食しないような相当の工事が必要である。このような状況のため、当該浸食された部分の近くの土地は、「廃道」として普通財産として使用売却できる土地ではない。当該浸食された部分の近くの土地は、河川法に基づき、河川として河川台帳にて管理する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>道路管理上必要な土地のため、道路区域に編入した。</p>	<p>対応済み</p>	
<p>(4)</p>	<p>③ 土地の不法占用の早期解決について(C地)</p>	<p>倉庫(2棟)が、C地のうち河川に浸食され、これらがない部分に設置されているが、これらが使用されているという様子はない。当該倉庫の所有者の把握が必要である。さらに、当該倉庫所有者が倉庫を引き続き使用する場合は、売却又は賃貸することを交渉し、使用する予定がない場合は、早期に撤去するように指導する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>平成24年度中の売買契約締結に向け、使用者と交渉中である。</p>	<p>対応中</p>	<p>建築住宅課</p>
<p>31 (5)</p>	<p>(5) 南ヶ丘ニュータウン(分譲宅地、粗造成地、B地区) ① 分譲価格について</p>	<p>南ヶ丘ニュータウンには、子育て支援等一定の条件に該当する場合には表示されている分譲価格から25%減額される制度があり、最近の分譲実績(平成22年度の3区画、平成23年度は10月25日時点での7区画の計10区画)はいずれもこの減額制度が適用されての分譲である。分譲宅地の価額について、近隣の分譲地と比べて相対的に割高になっている可能性がある。 分譲実績を伸ばすためには、購入者の購入価格を現在の分譲価格よりも低くすることが</p>	<p>現在、分譲価格の見直し及び減額条件の適用範囲の拡大について検討を行っており、平成25年4月以降の販売に適用する予定である。</p>	<p>対応予定</p>	<p>建築住宅課</p>

<p>(5)</p>	<p>② 資金決済手続について</p>	<p>必要である。県は分譲価格自体の見直しを検討していく方針とのことであるが、減額条件の適用範囲の拡大を行う方法や、その他実質的に販売価格の引き下げの効果を持つ方法も含む多方面の検討をさらに実施すべきである。 〔意見〕 この分譲宅地の売買契約を行う場合には、契約締結時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を県に納付する必要がある。最近では、購入代金の全額を金融機関からの借入から充てることも広く行われているが、融資実行が売買契約の成立後になる場合があり、県の現在の制度では住宅取得が進まない場合が生じる。資金決済の方法をより使い勝手のよい方法にすることによって購入意欲を誘因する方法の構築も検討すべきである。県は購入資金の資金繰りの面からも、購入促進に資する施策を講ずべきである。〔意見〕</p>	<p>資金決済手続については、県が締結する契約全般に関わる共通的な事項であるため、現段階では対応が難しい。制度改正には慎重に対応していく必要があると考えているが、引き続き購入希望者の要望等の把握に努め、購入促進に資する施策の実施について検討していく。</p>	<p>検討中</p>	
<p>35 (5)</p>	<p>(6) 旧秋田技術専門校跡地 ① 未利用地の適正な管理について</p>	<p>現地視察を行った際に、担当課（財産活用課）が承諾していない7台の車両が駐車していた。当該土地は18,000㎡を超える広大な土地であるが、県有地である旨の看板等はなく、容易に車両が侵入できる状態にある。この土地の管理責任は県にあるのであるから、看板等を設置し県の所有であることを明確にするとともに、車両の侵入ができないような柵等の設置を行う等、適切な管理を行う必要がある。なお、違法駐車を行っている車両の所有者に対しては、この土地は県が所有する土地であることを説明し駐車しないように通知する必要がある。車の所有者が駐車場として利用を希望した場合は、県は契約を結び料金を徴収すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>立入禁止の看板を設置するとともに、「県有地への駐車禁止について」文書で通告し、車両は排除した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>財産活用課</p>

(6)	<p>② 未利用地の積極的な活用と活用阻害要因の解消について</p>	<p>現在、県はこの土地を利用しておらず、近隣に駐車場としてのニーズがある場合には駐車場として活用する方向で検討を行うべきである。この土地は住宅地域の中にある広大な平地であり、毎年除草等の管理が行われている。故に、地域住民の季節イベント(地域のお祭り等)の開催会場としても臨時的に利用することは可能である。このような土地の存在を県民に告知し、イベント等に有効活用できるようなアイデアを募集することも検討すべきである。</p> <p>また、この土地は広い道路には面しておらず、広い道路からは幅員が4mから5mの狭い道路を通る必要がある。当該土地の反対側は道路に面しているが、これも幅員が狭い道路になっている。この土地を住宅として利用する場合は大規模な開発が必要となり、それに見合った道路が必要であるが基準を満たさないため現状での効果的な利用が出来ず、平成14年以降未利用の状況が継続している。土地の活用ができない状況である状態を長期にわたり継続するのではなく、利活用を阻む原因が判っているのであれば、それを積極的に解消していくようにすべきである。〔意見〕</p>	<p>この土地については、売却中であり、現地に売却案内の看板を設置しているほか、県のホームページ、テレビ等で広く県民等にお知らせしている。</p> <p>なお、売却までの間は、地域住民のイベント等の使用申し込みに対応している。</p>	対応済み	財産活用課
37 (6)	<p>(7) 船越第1地区 ① 未利用地の活用促進について</p>	<p>当該土地については土壌が一部湿地帯であるが、メガソーラー設備の設置に関しては大きな支障はないようである。各地域の状況や費用対効果を踏まえる必要があるものの、太陽光という自然エネルギーを活用するとする県の方針は、検討に値する。また、この土地は秋田市中心市街地方面から男鹿温泉や入道崎へ向かう入り口に位置しており、男鹿地域の観光誘致に利用出来る可能性もある。男鹿市と共同して、利活用方法を検討することも必要である。〔意見〕</p>	<p>この土地については、大規模太陽光発電施設の建設用地として貸付することとし、その設置事業者を決定した。</p>	対応済み	財産活用課

4 1 (6)	(8) 臨海道路背後地 ① 境界確定について	A地には、現在中古車販売業者が隣接地所有者から土地を賃借して車を置いているが、境界が不明確であるため、明確な区切りもななく県有地を使用しているか不明である。早急に境界不明確な土地は境界を確定する必要がある。〔意見〕	現在、当地域で急傾斜地崩壊対策工事を実施しており、工事完了後に確定測量を行い、境界を確定させることとしている。	対応予定	財産活用課
(7)	② 狭隘地の対応について	B地及びC地は面積が狭いため、単独では使用できないような形状・面積となっている。本来、道路整備時にこのような狭隘地を発生させないように道路整備計画を作成すべきである。狭隘地が発生した場合は、発生してかなくなるべく早期に処分（売却）することにより、将来、狭隘地が残らないようにすべきである。〔意見〕	道路整備計画において、できるだけ狭隘地が発生しないように調整するが、幅員や線形等は道路構造令で定められているほか、地形や土地利用状況、用地の形状のためやむを得ず狭隘地が生じる場合がある。	対応困難	
4 3 (7)	(9) 秋田御所野西部臨空港工業団地 ① 未利用地の活用可能性の早期確認について	この土地のうち窪地の埋立地については地盤調査が必要（来年度実施予定）であり、早急にこの土地の地盤調査を行い、用途の可能性を把握したうえで売却を行うべきである。〔意見〕	平成24年度中に地盤調査を実施する予定であり、その結果を踏まえ、製造業以外の用途の可能性も含め幅広く検討し、早期に売却等を行うよう努めていきたい。	対応中	産業集積課
4 5 (7)	(10) 旧鉦さい流送施設（堆積場） ① 大規模太陽光発電（メガソーラー）の立地について	当該土地のうち沿岸に面した堤体部分の地盤には強度があるが、従前鉦さい堆積場として利用していたこともあり、堤体内部において一部地盤が弱い箇所がある。メガソーラー設備設置のために必要とされる架台等の重量程度には地盤強度は耐えられる可能性があるが、設置の場合同様に精密な調査が必要である。各地域の状況や費用対効果も踏まえたう	平成23年12月に堆積場内の地質調査を実施し、堆積物の性状等に関する基礎的なデータを得た。 また、立地推進に関しては、「秋田県メガソーラー用地ガイド」に掲載し、県のホームページ上で用地情報を発信し、広く一般に利用を働きかけている。	対応済み	資源エネルギー産業課

<p>(7)</p>	<p>② 風力発電用の貸与面積の拡大について</p>	<p>えで、自然エネルギーを活用する方針は推進すべきである。〔意見〕</p> <p>当該土地は広大であるため、土地の内部や内陸外周部分にも風車を設置することもあるが、その重量が耐えられるかについて十分に検討し、また、騒音についても近隣住民の理解を得ることに留意した上で利活用の推進に努める必要がある。〔意見〕</p>	<p>堆積場内への風車の設置は、堆積物への影響が大きく困難であり、建設可能な余地としては、東側背後地のみである。この区域に関しては、集落に近いことから、事業を実施する際には騒音・振動・低周波音など近隣住民への影響調査を行い、対応策を十分に吟味しながら推進する。</p>	<p>対応済み</p>	
<p>(8)</p>	<p>③ 宇宙開発イベントの促進について</p>	<p>現在、能代宇宙イベント協議会に対して、短期間(約1ヶ月間)であるが、イベント開催に貸与している。日本には、当該土地のような、広大で障害物が少ない敷地は限られており、宇宙航空をはじめとして教育又は地域発展等に有効なイベントの場所として提供するとは有用なことである。この用途に限らず、他の用途についても積極的に活用すべきである。〔意見〕</p>	<p>平成24年度は、能代宇宙イベント協議会に対して、8月のイベント開催前にも、学生等によるロケット発射実験や燃焼実験の場として2回の貸付を行った。</p> <p>また、今年度は、新たに秋田県建築士会能代山本支部の火災シミュレーター燃焼実験に提供している。</p> <p>今後、他の用途にもイベント開催の要望についても積極的に対応する。</p>	<p>対応済み</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>47 (8)</p>	<p>(11) 小児療育センター ① 未利用地の適切な管理について</p>	<p>現地視察を行った際に、担当課(障害福祉課)が承諾していない車両が3台駐車していた。この施設の入口は駐車場開放日以外はロープで入口を封鎖している。しかし、ロープは容易に外すことが可能であり鍵も付けられていない。利用を廃止した施設とはいえ県の財産であり、その場所も県庁の近くであることを考えれば管理を厳重にすべきであった。入口ロープの施錠、可能な限りの巡回見回り等管理をさらに厳しくする必要がある。 〔指摘事項〕</p>	<p>無断駐車等を防止するため、定期的に職員による巡回見回りを実施しており、今後も継続する予定である。</p> <p>また、入口への立て看板設置及びロープの施錠により敷地内への立ち入りを防ぐ措置を講じている。</p>	<p>対応済み</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>(8)</p>	<p>② 未利用地の有効活用について</p>	<p>当該土地の周辺には県立図書館等の公共施設が複数あり、交通機関(バス)の系統も多い。この特徴を活かした利活用を考える必要</p>	<p>秋田県有財産利活用推進会議において、当該土地の利活用についての検討を進めており、現在、庁内関係部局での検討を行っている</p>	<p>検討中</p>	

<p>50 (8)</p>	<p>(12) 湯沢市関口県有地 ① 未利用地の適切な管理について</p>	<p>がある。この土地、建物は様々な利活用方法が考えられる貴重な財産であり、利活用方法を県のみで検討するのではなく、幅広く一般公募する仕組みを検討すべきであろう。県民のアイデアを募り、これを参考にすることもある。〔意見〕</p>	<p>現地視察を行った際に、担当課（財産活用課）が承諾していない工事用資材（ポールや看板）が置いてあった。管理を厳重にする必要がある。なお、資材を置いている業者が必要とする土地であれば、貸付等を検討すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>るところである。</p>	<p>現地には立入禁止の看板を設置した。 なお、工事用資材は全て撤収されている。</p>	<p>対応済み</p>	<p>財産活用課</p>
<p>(9)</p>	<p>② 未利用地の売却促進方法について</p>	<p>この土地は、平成14年8月の一般競争入札実施以降、長期にわたり売却できていない。購入希望者がない原因については、地形（旗竿地、接道から急こう配）や墓地が隣接している等の周辺環境に主要因があるとしており、売却価格を当初の価格のままとし、購入の問い合わせがあつてから、鑑定等を実施し価格を決定する方針である。しかし、時の経過とともに減額する規定もあるから、減額した売却価格を公表し、売却促進を図るべきである。 なお、当該処分物件については、県ホームページにて告知を行っているほか、現地でも「売地」の看板を設置しているが、この看板は敷地奥に設置されており接道からは確認できない状態になっている。宅地部分で接道に近かつコンクリート敷ではない地点は存在するのであるから、看板を移設し見えやすいようにすべきである。〔意見〕</p>	<p>売却価格を見直し、再度入札を行うこととし、県公報で公告するとともに、県のホームページやテレビ等で広く県民等にお知らせしている。 また、売却案内の看板は見やすい位置に移設した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>対応済み</p>	<p>対応済み</p>	<p>財産活用課</p>

<p>6 0 (9)</p>	<p>2 貸付財産 (1) ルポールルみずほ ① 組合員による利用促進の申し入れについて</p>	<p>ルポールルみずほ(以下この項及び次の項で「ルポール」という。)は、県が無償で地方職員共済組合秋田県支部(以下この項で「共済組合」という。)に土地・建物を貸付けし、共済組合が運営を行っている。直近5年間の利用状況は、宿泊の利用者こそ組合員のほうが非組合員より多いものの、宴会等その他の業務は非組合員の利用が多くなっている。なお、利用料金は組合員が非組合員に比べ低額に設定されている。ルポールの本来の目的は共済組合の組合員に対するサービス提供であって、そのために県は無償で共済組合に貸し付けているのである。非組合員に対するサービス提供も許容することも認められているが、あくまで組合員の利用が中心となること前提であって、この5年間の利用状態からは本来の目的で使用されていないと言わざるを得ず、県有財産が有効に利用されているとは言えない。</p> <p>ルポールは県庁の南隣にあり、近隣に多数の民間のホテルや飲食店があることから、建物は県からの無償貸付であることから、近隣の民間業者と比べて優位な状況にある。非組合員の利用が増えるということは、それだけ近隣の民間業者の経営を圧迫していることを意味する。これは、間接的に県が民業圧迫を行っていることになりかねないということである。県は、ルポールを運営する共済組合に対し、組合員による利用促進を要請すべきである。</p> <p>なお、会議室利用について、県がルポールを利用するという選択肢も考えられた時もあるようであるが、これは県が無償で貸している設備を借りるのに使用料を支払うということである。県には庁舎内にも会議室があるの</p>	<p>職員数の減少等に伴い、直近におけるルポールみずほの組合員利用の状況は、指摘のとおりである。</p> <p>特に、営業収益に大きなウエイトを占める宴会会は、非組合員利用の割合が高くなっている。</p> <p>これは、前述の職員数減少に伴う利用減少と、経営上の観点からこの減少を埋めるための非組合員利用の促進を図ってきた結果と判断している。</p> <p>本来目的と比較した場合に及びつな利用状況となっており、これを改善するため、ルポールみずほが組合員にとって使い勝手の良い、魅力のある施設であることをアピールするため、職員の出勤時間帯にチラシを配布しているほか、季節毎のメニューなど希望に添じた対応ができることなどを紹介している。</p> <p>今後、組合員にとって魅力ある施設となるよう、新たな商品開発やアウンスなどの継続した取組を促していく。</p>	<p>人事課</p> <p>対応済み</p>
--------------------	--	---	---	------------------------

<p>(10)</p>	<p>② 施設のあり方に対する県の積極的な関与について</p>	<p>であるから、不用意にルポールを利用することとがあらわれない。あくまで組合員による利用促進を求めらるべきである。〔指摘事項〕</p> <p>ルポールと同様に、ふきみ会館（以下この項で「ふきみ」という。）も、県が警察共済組合秋田県支部（以下この項で「警察共済」という。）に無償で土地・建物を貸付し、警察共済が運営を行っている。なお、ふきみの利用状況もルポールに近い状況にある。両施設とも更なる組合員の利用の促進を行うべきであるが、現在のような状況が今後も続くのであれば、例えば、ルポールかふきみのどちらか先に施設を一本化し両組合で共同運営することなど、県は利用率の向上に資する案を助言すべきである。</p> <p>県はルポール、ふきみ双方の現状を把握している。それぞれの施設の運営を単独で行うことを前提とした場合限界があるであろうが、これらの2施設を関連づけて検討する、あるいはさらに検討の範囲を拡大すればよい解決策が生み出されることもある。利用率が低下している状況にあっては、県は積極的に助言、提案を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>ルポールみずほとふきみ会館との共同運営に関する提案は、二つの異なる共済組合の施設であるということ抜きにしても、両施設における給与体系の相違、統合による当面の人件費負担の増などに加え、これまでの利用者を単純に1施設に集約できるものではなく、営業収入に自ずと限界があり、安定した経営を続ける上で困難な選択肢と考えている。</p> <p>また、ルポールみずほは、早期退職実施による人件費削減効果が漸く現れ、平成23年度決算では減価償却前営業損益が黒字となった。当面、①に記載のとおり、組合員利用を促進するたための取組を継続させつつ、経営の安定を図っていくよう助言する。</p>	<p>対応困難</p>	<p>財産活用課</p>
<p>66 (11)</p>	<p>(3) 母子寮貸付地 ① 無償貸付の見直しについて</p>	<p>県は社会福祉法人秋田県母子寮福祉連合会に対して過去の経緯からこの施設を無償で貸付けているが、この貸し付けは普通財産取扱要綱第3の2に定める無償とする要件を満たしておらず、通常の徴収額の50%まで減額できる場合に該当しているに留まる。また、同連合会の決算を見る限り貸付料を支払える決算内容になっている。無償としている現在の取扱いを改め、50%減免後の2,131千円の徴収を行うべきである。貸付の減免を行う際に貸付申込者が公共的団体であることや貸付条件</p>	<p>平成18年の普通財産取扱要綱改正時から、社会福祉法人秋田県母子寮福祉連合会と、有償化に向けて交渉を続けてきた結果、今年度から貸付料を徴収することになった。</p>	<p>対応済み</p>	<p>財産活用課</p>

<p>(使用用途)が公用、公共用、公益事業用であることについては解釈の幅があり、県はその判断を慎重に行う必要がある。本件については、無償の要件には該当しないのであるから、無償としている現在の取扱いを改めるべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>この施設は「ぶなっこランド」の中に併設されているが、森林科学館以外の施設の所有、運営は八峰町が行っている。現在のところ森林科学館は有効に活用されていると評価できているが、当該施設を他の施設と一体と取り扱い、「ぶなっこランド」として運営を行ったほうが財産の有効活用により資することになる。また、この施設の所在地が秋田市から遠隔地にあるため、現在の体制では災害等への対応は困難であること、日常の修繕費、管理費を町が負担していること、町からの要請に応じた建設した施設であることを勘案すれば、当該施設を町に譲渡し、町に管理、運営を一体として委ねるほうがより有効な活用が図られる。県は当該施設を八峰町に譲渡する方向で検討を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>一部を市民農園として利用するため秋田市に貸付を行っている。この部分に関しては平成21年から平成23年度の利用率は100%であり、有効に活用されている模範例と言えてよい。ただし、貸付地は未利用地のほんの一部に過ぎず広大な未利用地が残っている。この未利用地の活用方法については県も種々の検討を行っており、一部については、農林水産部において新エネルギーを活用した周年型農業の効果的な実証・展示・研修を行うための</p>
<p>69 (11)</p>	<p>(4) 森林科学館 ① 施設の八峰町への譲渡について</p>	<p>平成26年度中の譲渡に向け、八峰町と協議を実施しているが、建物の耐用年数の満了が迫っており、改修費も大きいことから、取り壊しも考慮しながら、今後も引き続き協議を進めていく。</p>
<p>71 (11)</p>	<p>(5) 旧農業試験場跡地 ① 未利用部分の活用促進について</p>	<p>県と秋田市が協働で「県都秋田市食と農業未来づくりプロジェクト」を実施することとされており、これによって未利用は解消される。</p>
	<p>森林整備課</p>	<p>財産活用課</p>

<p>7 4 (1 2)</p>	<p>3 借受財産 (1) 職員公舎の借受について ① 借受を行うことの検討について</p>	<p>事業に活用することとしているが、未利用部分はまだまだある。少しでも未利用部分を圧縮できる方策の検討が必要である。〔意見〕</p>	<p>県の借受財産の主なもの、地方職員共済組合、警察共済組合（以下この項で「共済組合」という。）から借受を行っている職員公舎である。この借受取引は、建設コスト、維持管理費、共済組合の投資不動産に係る金利相当額を県が負担し、借受期間終了後にこれらの財産を無償で県に譲渡するいわゆる所有権移転ファイナンスである。 県はこの取引は、共済組合において認められている不動産の取得を目的とする貸付であるとともに共済組合の本来行うべき福祉事業であり、投資不動産に係る貸付利率も、各共済組合を所管する省庁によって予め定められた利率であり問題は無いとする。しかし、県側から見れば、共済組合に都合のよい投資を必ず受けなければならないというものでは無い。県は公舎の借受を行う際に、この取引が県側からも最も有利な取引であるのか検討を行い、その検討内容を文書で残しておくべきであった。 公舎を取得する方法は他の方法による他、単年度で取得、県債の発行による取得、借入による取得等複数の方法があったはずであるし、借入等を行うにしても借入期間をどうするか等検討すべき事項はあったのであって、県費を節約することも出来たはずである。 県は公舎を建設する場合には、共済組合から借受を行う方法で行ってきたというこれまでの前例によるのではなく、複数ある資金調達の方法を比較検討し、資金の返済の期間を</p>	<p>職員公舎建築事業における財源の多くは、地方職員共済組合の長期資金を活用した投資不動産資金となっている。 この理由は、県債を充当する場合の充当率が70%であり、30%は一般財源を用意しなければならぬことや県債発行枠に限度があり、充当できない場合には事業自体が必要な時期に実施できないなどの問題を抱えているためである。 一方、当該資金を活用するに当たっては、償還各年度の償還総額に上限額を設定し、これを超えることとなる年度では一般財源を全額充当し、直接取得している。 現在、公舎整備に係る計画がないため、意見にある状況は発生しないが、大規模修繕等に伴い資金需要が発生した場合には、各資金の優位性などを総合的に評価していく。</p>	<p>対応済み</p>	<p>人事課</p>
----------------------	--	---	--	--	-------------	------------

<p>87 (12)</p>	<p>4 県営住宅 (1) 県営住宅全般 ① 特定県営住宅の必要性について</p>	<p>通じ県にとって最も有利な方法を採用すべきであり、また、その検討の過程は文書化し保存しておくべきである。〔意見〕</p>	<p>特定県営住宅とは、いわゆる特定公共賃貸住宅（特公賃）と呼ばれるもので、中堅所得者を対象に県が優良な賃貸住宅を直接供給することを目的とした県営住宅である。特定公共賃貸住宅制度（以下この項で「特公賃制度」という。）は本来、中堅所得者を対象に自治体が優良な住宅を直接供給することを目的としたものであり、それは民間の優良な賃貸住宅の供給が十分に行われず、自治体が政策的にこれを行わなければならない状況と前提とした制度であると考えられる。しかし、秋田県における住宅供給量は需要を上回っており、特定県営住宅のある秋田市では家賃を見直して値下げをしなければならぬほど民間賃貸住宅が相応の賃料で供給されている。唯一の特定県営住宅である手形山1号特定住宅は被災者の受け入れがなければ入居率は8.3%に過ぎない。そうであるならば、手形山1号特定住宅が建設された当時はともかく、現在においては特公賃制度の政策目的はすでに果たされており、普通県営住宅として管理し普通県営住宅が対象とする層の入居者への住宅供給量を少しでも増やすのが合理的である。 家賃減額や子育て世代への優遇策によって入居が生じるのであれば、もちろんそれ自体を否定するものではないが、長期的には、特定県営住宅は用途廃止のうえ、普通県営住宅に転用すべきである。〔意見〕</p>	<p>特公賃住宅としての需要は見込みのとおりであり、東日本大震災に係る避難者受け入れのための措置（目的外使用）に目処がつき次第、所要の手続きを経て普通県営住宅に転用を図るものとする。</p>	<p>建築住宅課 対応予定</p>
<p>95 (13)</p>	<p>② 県営住宅事業に関する財務記録の整備と開示について</p>	<p>県営住宅事業に関する情報の整備と開示は必要なことと考えており、今後、継続的に情報を蓄積し開示可能とするため、稼働中の県</p>	<p>県営住宅事業に関する情報の整備と開示は必要なことと考えており、今後、継続的に情報を蓄積し開示可能とするため、稼働中の県</p>	<p>対応中</p>	<p>対応中</p>

営住宅管理システムを改修するべく、仕様の策定に取り組んでいる。

対応中

は当然重要であるが、限られた税収のなかで、これら一部の受益者に対し少なくない予算を投入する以上は、税を負担している県民から当該事業が効率的にかつ有効に実施されていることについて理解、納得してもらおうことが重要である。

具体的には、まず県営住宅事業の事業単位財務書類を開示可能な体制を構築し定期的に開示する必要がある。県は平成11年度に県営住宅事業の「行政コスト計算書」を作成し開示した実績があるが、それ以降、特に事業別財務書類の開示は行われていない。

次に県営住宅事業の財務的な実績記録を蓄積し、将来的な事業の見直しを図る際の判断基礎として活用することも必要である。かかる財務情報の記録・集計・開示は、納税者への情報発信というだけでなく、県内部の内部統制をより高めるという意味においても有効である。外部報告目的の作業であるから、正確かつ適切な処理が行われるよう内部チェックを厳しく行うインセンティブが働くことが期待できる。

さらに、かかる作業が行われることによつて、いつ、どの事業・活動において、どの程度時間や支出が発生したのか、といった実績情報が蓄積されることになる。実績情報を蓄積することで、将来の事業計画を立案する際にコストがどの程度かかるかの予測を定量的に行うことができるとなる。また、複数の案のいずれが最も効率的であるかの判断において、財務的な裏付けを示すための基礎となりうる。

〔意見〕

③ 他の自治体が運営する公営住宅とのサービス重複について

秋田県全体の住宅供給量について、県は県内の住宅戸数は量的にはすでに十分な状況であると分析している。したがって、現状、県営住宅を供給する意義は主として、低所得であつて民間賃貸住宅の賃料ベースでは文化的

平成23年度から県営住宅の(市への)管理移管について検討しているが、現状では解決すべき課題が多く、実現に至っていない。引き続き、効率的な有効活用を図る観点から、関係市と意見交換により、管理移管以外の方

(14)

法も含めて検討している。

かつ健康的な住宅に入居することが困難である層への住宅供給ということになる。

平成8年の公営住宅法の改正以前は、公営住宅にいわゆる一種、二種の区分があった。一種公営住宅にはいずれ所得が上昇することが見込まれ、所得増に伴い退去して住居を取捨するような世帯が入居し、二種公営住宅には低所得であり健康的かつ文化的な住宅に居住することが困難な世帯が入居するケースが多かった。秋田県では、県営住宅は一種、市営住宅は二種が対象とする所得層に対し住宅を供給するといった役割分担が自然に行われていたようである。しかし、法改正による新家賃制度が導入され、かかる区分がなくなつたことに加え、景気の低迷等で県民の経済状況が悪化している状況において、以前の二種公営住宅が対象としていた所得層が増加し、一種公営住宅が対象としていた所得層ははじめから民間が供給する住宅を嗜好し公営住宅へ入居することがなくなり、県営住宅と市営住宅に応募する層の差異が薄まりつつある。さらに、すでに県営住宅に入居している人々においても、従来想定されていた「所得の上昇によって県営住宅を出て住居を所有する」という流れが激減し、低所得のまま滞留する状況がみとれる。

以上のことから、現状、県営住宅と市営住宅ではその入居者又は入居希望者の層はそれほど差異がなく、また公営賃貸住宅を供給する意義やサービス内容にも違いを生じさせる必要性が低くなっているといえる。このように、公営住宅事業による政策目的が県営住宅と市営住宅で大差がなくなっている状況では、県と市で同様の事業を二重に行うのはあまり有意義でなく、かつ現状のままでは県及び市全体としてコストがかさむことが予想される。また、住宅の供給にかかる長期計画を効率的かつ有効に立案・実行する上では、秋田県全

体としての統一的、総合的な対応が必須となるが、事業主体が県と各市で異なっている状態にあってはどうしても非効率にならざるを得ない。このことから、県と各市で公営住宅の事業遂行を連携して行う必要が生じる。県は県営住宅という財産をより有効に活用するために、県営住宅だけでなく、同様の財産であり県内各市が保有する市営住宅も合わせて利活用を図る方向で検討を行う必要がある。即ち、市営住宅事業を営む各市と連携・協働して、公営賃貸住宅事業の統合的運営を目指すべきである。

さらに、今後の公営住宅のあり方として考えなければならぬのは、ますます増加するであろういわゆる社会的弱者（生活保護受給者、障害者、高齢者等）世帯に対する福祉サービスの実践の必要性が高まること予想されることである。かかる状況においては、住宅管理のみならず各市の福祉事務所と連携する等、福祉サービスのノウハウを有する事業者と連携した事業運営が求められる。〔意見〕

(15) ④ 公と民の協働（コラボレーション）について

県営住宅をより効率的・有効に活用するうえで、民間の有する資金やノウハウを積極的に活用することは重要であり、公共と民間の協働（コラボレーション）の形態は様々であるが、近年の動きとして注目されているのが、いわゆるPPP (Public Private Partnership) である。

PPPとは文字どおり官と民がパートナーを組んで事業を行うという官民協力の形態であり、次第に地方自治体に採用が広まりつつある。PPPの特徴は従来地方自治体が自ら行ってきた事業に対し、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま一定の領域を民間へ委託する点にある。

県はすでに、平成19～20年に建設された県営南ヶ丘住宅の「買取事業」において、県で

PPPは、建替需要等県営住宅建設の需要が生じた場合には、有益な手法の一つになると考えている。そのため、県営住宅の団地の規模等の特性に応じて、公と民の共同による手法を用いることを視野に入れ、最適な事業手法を用いることとしている。

対応済み

策定した同住宅の基本設計書に基づき民間事業者が設計及び施工を行い、完成後県がこれをお公営住宅として買い取る方式を採用しており、民間活力を導入する方式を採用している。今後の県営住宅建設にあたっては、県営南ヶ丘住宅における買取事業をメルクマールとして、P P Pの考え方に基ついた民間の活用を積極的に導入すべきである。また、これにより県が公益的な観点から想定する性能を保持しつつ民間のノウハウを有効利用でき、また、当該事業へ民間事業者が参加することで企業の受注機会の増加、収益の向上、次世代住宅モデルの浸透が期待でき県の経済にプラスとなるといった効果も期待できる。

これから、ますます公と民が連携して地方経済を活性化することが求められることは論を待たない。県では上記のような評価されるべき前例をすでに有していることから、ここにかかる取り組みを終わらせることなく、次の県営住宅事業へつなげていくことが望まれる。〔意見〕

1. 公舎整備の経緯
 民間では、人材確保等の観点から1990年頃には社有住宅の保有率が7割を超えるなど福利厚生施設の充実を図っていた。
 県でも同様の理由から地方公務員法に基づき、厚生に関する計画に職員公舎を位置づけ、整備・運用してきた。
 その後のバブル崩壊以降の長引く景気低迷などを理由に、民間では福利厚生施設の廃止・統合の傾向が続いており、県では財政状況の悪化から平成15年度に策定した「公舎整備基本方針」を白紙撤回している。

従来、県職員公舎は職員の福利厚生目的による使用が認められているが、今後は、平成23年12月1日に財務省の国家公務員宿舎のあり方についての検討会が公表した「国家公務員宿舎の削減計画」にあるように、真に公務員のために必要な職員の使用に限定し、主として福利厚生（生活支援）以外の目的での使用に限るようになすべきである。〔意見〕

5 県職員公舎
 (1) 公舎の入居目的について
 ① 今後の公舎のあり方について

110
 (16)

検討中

人事課
 財産活用課

		<p>人事課 財産活用課</p>
<p>2. 今後の公舎のあり方 県の福利厚生水準は民間等の状況を反映させるべきと認識しているが、公舎の設置には、福利厚生面のほかに災害発生や危機管理への対応及び遠隔地との人事異動を円滑に実施することなどの目的があり、今後必要最小限の公舎を運用していく。 3. 公舎整備方針 現在、知事部局、教育庁、警察本部の担当者からなる「公舎整備方針検討ワーキンググループ（以下、「WG」という。）」を設置し、各地域毎に各公舎の存廃を判断するほか、全体戸数については削減する方向で協議している。 また、入居基準についても見直すこととしている。</p>	<p>財産活用課 検討中</p> <p>公舎料は他県と同様、国の基準に準拠し算定している。 現在WGで公舎料の改訂について検討しているが、建設から相当の年数が経過した現存の公舎での、投資回収計算に基づき公舎料の設定についても検討中である。</p>	<p>対応予定</p> <p>(1)①3のとおり、WGにおいて各地域毎に公舎の存廃を判断することとしており、未利用、低利用の公舎については、耐用年数、入居率、耐震性、老朽度、土地利用の観点から</p>
	<p>現在全ての公舎について同一基準により賃借料が計算されているが、公舎毎に投資回収計算に基づいた公舎料の設定を行うべきである。現状では、県職員に対する住宅手当を控除した場合であっても、回収出来ない公舎が存在している。 なお、この場合であっても、警察の待機宿舍のように政策的に県職員を特定した公舎に居住させる必要がある場合には、投資回収計算に基づいた公舎料から一定の割引を行うといった方法を探ることは合意を得られることであらう。〔意見〕</p>	<p>職員公舎の入居率は平均すれば83%程度となっているが、50%に満たない公舎が多く存在し、特に教育長が管理を行っている公舎に入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管</p>
<p>(2) 公舎料について ② 公舎料算定基準の見直しについて</p>		<p>(3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎への対応について</p>
<p>112 (16)</p>		<p>120 (17)</p>

基準を設け、個別に存廃の方針を定める。

理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建のものである。過去において学校の教職員のための公舎は当該教職員が勤務する学校に附属するような形で設置されており、これは当時の社会的要請にかなうものであった。現在は交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、ある意味居住していない公舎が出るのはやむを得ないことである。未利用の公舎をそのまま放置しておいてよいわけでもない。特に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事件の発生する可能性もあり、管理をより厳重に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸建公舎は順次解体の方針としているが、具体的な年度を決定するまでには至っていない。早急な対応が必要である。

また、これ以外の公舎についても、既に分の方針が決まっている公舎については速やかに処分すべきであり、決まっていない公舎については早急に活用方針を定めるべきである。〔指摘事項〕

(17) ② 公舎の効率的利用について

秋田県公舎管理規則では、基本的には公舎管理者毎に入居対象職員が決まっているが、「その他公舎管理者が適当と認める職員」と対象外職員でも入居が可能とする規定も織り込まれている。これに対し、現状では知事部局、教育庁、警察本部間の公舎相互利用がほとんどなされていない状況となっている(特に公舎管理者が警察本部長の公舎については知事部局及び教育庁職員が全く入居していない)。知事部局、教育庁及び警察本部といった縦割りの利用に留まるのではなく、相互の利用の促進を図るべきである。〔指摘事項〕

平成25年度の定期人事異動から、相互利用を図ることとした。

対応予定

(17) ③ 今後の方向性について

公舎については、その効率的な利用の観点から、入居率が50%を超えるものの80%にとどかないような利用の低い公舎を中心に存続

検討中

(1)①3のとおり、WGにおいて地域毎に公舎の存廃を判断する中で、職員数の減少、通勤可能範囲の拡大など需要減少の状況、入居

<p>・廃止・統合の検討を行うべきであるが、そのためには公舎に対する県職員の需要がどれだけあるのかを把握し、今後どれだけ公舎が必要になるのかについて需要の予測を行う必要がある。県の財政事情に鑑みても公舎の建設は厳しい状況になることもあり得る。今ある公舎に適切なメンテナンスを行い続けることが余儀なくされることも十分にあり得ることである。それに対応するためには現時点から需要の予測を行い、需要に見合った公舎を選定し、その公舎に重点的に保守を行うといったことが必要である。なお、この需要予測は、知事部局、教育庁、警察本部といった縦割りで考えるのではなく、例えば8つの地域振興局管内あるいは県北・中央・県南などエリア単位で地域隣接性を考慮したうえで予測を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>④ 公舎の一元的管理について</p> <p>現状、公舎管理者別の管理・運用体制となっており、全体として最適な管理がなされていない。加えて、現在教育庁と警察本部においては一部修繕計画があるが、全公舎を対象とした一元的な修繕計画は存在しない。職員公舎の有効活用を実現させるためには公舎の一元的な管理・運用が必要である。〔意見〕</p>	<p>基準の見直しや相互利用を行うことによる影響などを加味していく。</p> <p>一元的な管理・運用を図るため、知事部局、教育庁、警察本部の三者で情報共有しながら、相互利用を図ることとした。</p>	<p>財産活用課</p>
<p>(125) (118)</p>	<p>(4) 手形住吉公舎 ① 入居率減少に対する速やかな対応の必要性について</p>	<p>この公舎は平成21年3月までは83%の入居率であったが、平成22年3月には65%と18%も入居率が下がっている。近隣にある公舎の中にはこの公舎より取得が古い公舎があり、それらの公舎は殆どが80%~100%の入居率となっている。入居者は職員に限られるのであるから、退去者から移転先、移転理由等の情報は入手できるはずであり、入居率減少時に速やかに原因の把握・分析を行い対策を講ずべきであった。〔指摘事項〕</p> <p>近隣の古い公舎は、平成15年度に改修済みであり、かつ、職場にも近いこと、生活環境、交通手段にも恵まれている状況から入居率が高いと分析している。 今後は大幅な入居率の変動があった場合は分析し対策を講ずる。</p>	<p>財産活用課</p>

<p>(18)</p>	<p>② 近隣公舎との統廃合について</p>	<p>入居率低下の原因を分析し入居者率向上の方策を検討すべきと述べた。しかし、分析の結果、そもそも公舎に入居する需要自体がないということになれば、公舎の統廃合を行うべきである。手形住吉公舎の4棟は3-4を除き54%~62%の入居率となっている。即ち各棟とも半分程度空いているということである。手形住吉公舎内で入居を特定した公舎に集中させるようにし、さらに近くの矢留地区の空室を利用すれば2棟を空にすることができ、本来の目的での使用ができなくとも、棟が空になればそれだけ用途の選択肢が広がることになる。書類の倉庫という使い方もあるであろうし、県で使用しないのであれば売却することも可能であろう。近隣の公舎との統廃合を検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>(3)①のとおり、各地域毎に公舎の存廃を判断することとしており、未利用、低利用の公舎については、耐用年数、入居率、耐震性、老朽度、土地利用の観点から基準を設け、個別に存廃の方針を定める。</p>	<p>対応予定</p>	<p>人事課 財産活用課</p>
<p>128 (19)</p>	<p>(5) 高陽青柳公舎 ① 入居率低下の分析の必要性と今後の対応について</p>	<p>この公舎の入居率が平成23年3月末で56%と低い理由は女性専用の1号公舎の入居率が44%と低いことによる。2号公舎の入居率は83%であり、まずまずの利用状況となっている。特に女性専用公舎について、手形住吉公舎同様、低入居率の原因調査が必要である。また、女性専用という特殊な用途については、その必要性についても検討する必要がある。今後も利用が50%を下回るようなニーズしかないようであれば、公舎の統廃合や売却等も視野にいれた利活用の方法を探るべきである。 〔指摘事項〕</p>	<p>女性専用公舎については、女性専用枠を撤廃した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>財産活用課</p>
<p>129 (19)</p>	<p>(6) 岩見ダム公舎 ① 早急な処分の実行の必要性について</p>	<p>平成24年度に処分予定の物件である。長期間未使用の状況であり、利活用の方法をもっと早く決めるべきであった。入居者がいない</p>	<p>解体処分に向けた業務に着手しており、現在、解体工事に係る実施設計を業務委託しているところであり、解体は年内を目処に完</p>	<p>対応中</p>	<p>河川砂防課</p>

<p>1 3 0 (1 9)</p>	<p>(7) 湯城寮 ① 早急な処分の必要性について</p>	<p>と言えども県には管理する責任があり、管理するためにはコストも必要である。さらに、現場を見る限り十分な管理を行っていたとは言えず、不測の事故等が発生する恐れもあつた。早急な処分の実行が必要であるが、処分が決定するまでの期間は、定期的な除草、雪下し、崩落物の撤去・解体など基本的な環境維持作業を行う必要性がある。〔指摘事項〕</p>	<p>了する見込みである。 なお、処分するまでの間は、事故防止や環境維持に努め、適切な維持管理を行っていく。</p>		
<p>1 3 1 (2 0)</p>	<p>(8) 湯沢愛宕公舎(単身公舎、世帯公舎) ① 入居率低下の分析の必要性と今後の対応について</p>	<p>長期間未利用の物件である。管理責任は県にあり、管理のためにもコストが発生する。未利用財産と認識し、県有財産活用推進会議における検討対象にすべきである。県において他に転用見込がない場合は、早期に処分すべきである。未利用の状況のままだと、近隣住民の苦情及びトラブルの元になる可能性もあるため売却・解体について早期に意思決定すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>当該建物は、(8)に記載の単身公舎と同一の敷地内にあるほか、隣接するもう一方は水路であり、敷地単独では囲繞地となってしまう。このため、現状で建物を解体しても自ら活用する以外に方法がなく、解体する場合も優先順位が下位になってしまつたため、対応が困難である。 なお、隣接地に迷惑が及ばないよう適切な管理を行っていく。</p>	<p>対応困難</p>	<p>人事課</p>
<p>1 4 2 (2 1)</p>	<p>6 重要物品 (1) 重要物品のデータ管理 ① 重要物品のデータ管理について</p>	<p>低利用でも入居者が見込まれるから存続するという考え方は有効活用の観点から問題がある。入居率低下の原因を適切に把握し、入居率向上のための対応をとるべきである。この公舎も入居率が減少の傾向にあるが、これが需要の減であり今後も需要の回復が見込めないのであれば、統廃合も視野に入れた検討が必要である。〔指摘事項〕</p>	<p>当該地区は平成14年と比較し職員数が30%減となつているほか、高速道路網の整備により管外からの遠距離通勤者が増加している。この状況は今後も続くと考えられることから、相互利用を更に進めることとしている。</p>	<p>対応済み</p>	<p>人事課 財産活用課</p>
		<p>組織統合に伴い廃止された組織に、重要物品の記録だけが残存し、新設された部門と合</p>	<p>重要物品の異動に際しては、システムへの入力と出納局への報告を確実に行うよう、各</p>	<p>対応済み</p>	<p>財産活用課</p>

<p>146 (21)</p>	<p>(2) 秋田ふるさと村 ① 不使用又は故障した 重要物品について</p>	<p>わせて、同じ重要物品が二重に計上され続けた事例があり、およそ10年間放置されていたことはデータベース管理上問題がある。個別の課所単位の管理だけでなく、県全体としての重要物品管理を行う部門横断的な手続の策定が必要である。 〔指摘事項〕</p>	<p>課に通知し、改めて周知・徹底を図った。</p>	<p>「かまくらシアター」、「ふるさと広場」及び「工芸展示館」に設置してある映像機器は、コンテンツの人氣がなくなり採算が合わない、外国製のため修理費用が高額である、レーザーディスプレイという旧式の設備であるなどの理由で、不使用又は故障のままという状態がここ数年続いているが、故障により修繕できないものは処分し、故障又は故障していても不要と判断したものは売却や所管換をして有効利用ができたはずである。なお、映像機器に付随する映像ソフトの中には、郷土資料として貴重な映像が含まれることとあり、このような映像ソフトについては他の施設において積極的な活用を行うべきである。物品は時間が経過するに従って価値が低下する。早急に、上記物品を処分するという方法も含めこれら重要物品を最も有効に活用できる方法を選択すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>観光戦略課 対応中</p>
<p>(22)</p>	<p>② 重要物品の管理区分 について</p>	<p>現在、一つの管理単位の中に利用されている物品と利用されていない物品が混在するという状況が生じている。これは、現在の備品の管理が購入要求ごとに行われているからである。管理単位ごとに登録を行うべきである。現状でもシステム上、各課所で購入外登録という機能を利用して修正することが可能とのことであり、早急に対応すべきである。 〔指摘事項〕</p>	<p>年数の経過や性能の相対的低下等により、現在使用していない物品については所管換による受入先を探している状況にあるが、ソフトについては特殊な映写設備が必要であり、また、活用できる他の施設も非常に限られることから、希望者を見つけているのが困難な状況にある。 き損のため、修理不能又は修理に多額の費用を要する物品については、不用決定後に売却または棄却の手続きを行う予定である。</p>	<p>対応済み</p>	
<p>(22)</p>	<p>② 重要物品の管理区分 について</p>	<p>備品の管理を、購入要求ごとから管理単位ごとに改めるため「購入外物品登録」の手続きを行った。</p>	<p>備品の管理を、購入要求ごとから管理単位ごとに改めるため「購入外物品登録」の手続きを行った。</p>	<p>対応済み</p>	

<p>152 (23)</p>	<p>(4) 検診車 ① 県有財産有効活用策の波及について</p>	<p>検診車は特殊な車両である。使用年数が経過すると、日本国内では種々の法令、規制により買い換えを行うことが合理的な場合がある。しかし、規制がゆるやかな国外であればこのような車両であっても使用可能な場合がある。県は過去にモンゴルの国営ウランバートル鉄道病院に寄贈したという実績がある。このように、秋田県と諸外国との関係を良好にする手立ての一つとなるのであれば、有効な活用方法であることは間違いない。有効な活用方法として他にも利用することを期待したい。〔意見〕</p>	<p>平成23年度末に廃棄する予定であった検診車については、国外への輸送経費（モンゴルの場合は約100万円程度）の確保が困難であったことから、国外への寄贈は実現できなかつたが、今後も県有財産の幅広い活用に努める。</p>	<p>健康推進課</p>	<p>産業技術センター</p>
<p>154 (23)</p>	<p>(5) 産業技術センター ① 産業技術センターにある機器の有効活用について</p>	<p>センターは、県内企業を支援するために、企業の研究開発にかかる測定機器を所有している。これらの測定機器の中には使用頻度の高いものもあるが、全体としてみれば使用頻度は低い。 使用頻度の低い機器について、センターの所在、機能の周知について改善の余地がある。センターの利用を促す更なる努力が必要である。〔意見〕</p>	<p>4月～8月にかけて、全設備の使い方や写真の入った利用者向け設備カタログを作成し、9月10日よりホームページで公開した。 また、4月に関係機関のホームページにリンク箇所として当センターを追加したほか、新規導入設備については、4月～8月にかけて関連の研究会において機器説明会を実施する等により、機器周知の改善を図った。</p>	<p>対応済み</p>	<p>産業技術センター</p>

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年11月22日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
教 総—————2228
平成24年10月15日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県教育委員会

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書 概要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
120 (17)	5 県職員公舎 (3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎 への対応について	<p>職員公舎の入居率は平均すれば83%程度と なっているが、50%に満たない公舎が多く存 在し、特に教育長が管理を行っている公舎に 入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管 理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建の ものである。過去において学校の教職員のた めの公舎は当該教職員が勤務する学校に附属 するような形で設置されており、これは当時 の社会的要請にかなうものであった。現在は 交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも 教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、 ある意味居住していない公舎が出るのはやむ を得ないことである。未利用の公舎をそ のまま放置しておいてよいわけでもない。特 に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事 件の発生する可能性もあり、管理をより厳重 に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸 建公舎は順次解体の方針としているが、具体 的な年度を決定するまでには至っていない。 早急な対応が必要である。</p> <p>また、これ以外の公舎についても、既に処 分の方針が決まっている公舎については速や かに処分すべきであり、決まっていない公舎 については早急に活用方針を定めるべきで ある。〔指摘事項〕</p>	<p>(知事部局、教育庁、警察本部の担当者から なるワーキンググループで協議中ではあるが、 未利用、低利用の公舎については、耐用年数、 入居率、耐震性、老朽度、土地利用の観点か ら基準を設け、判定の結果、利活用方針を定 める予定である。) 教育長管理の老朽化した木造公舎は、解体 計画を作成し、処分する方向で検討中である。</p>	対応予定	教育庁施設 整備室
(17)	② 公舎の効率的利用に ついて	<p>秋田県公舎管理規則では、基本的には公舎 管理者毎に入居対象職員が決まっているが、 「その他公舎管理者が適当と認める職員」と 対象外職員でも入居が可能とする規定も織り</p>	<p>知事部局、教育庁及び警察本部の人事異動 時期が異なり、相互利用が進まない現状であ るが、今後、各部局の相互利用の促進を図る。</p>	対応予定	教育庁施設 整備室

(25年度の定期人事異動から実施)

込まれている。これに対し、現状では知事部局、教育庁、警察本部間の公舎相互利用がほとんどなされていない状況となっている（特に公舎管理者が警察本部長の公舎については知事部局及び教育庁職員が全く入居していない）。知事部局、教育庁及び警察本部といった縦割りの利用に留まるのではなく、相互の利用の促進を図るべきである。〔指摘事項〕

③ 今後の方向性について

公舎については、その効率的な利用の観点から、入居率が50%を超えるものの80%にとどかないような利用の低い公舎を中心に存続・廃止・統合の検討を行うべきであるが、そのためには公舎に対する県職員の需要がどれだけあるのかを把握し、今後どれだけ公舎が必要になるのかについて需要の予測を行う必要がある。県の財政事情に鑑みても公舎の建設は厳しい状況になることもあり得る。今ある公舎に適切なメンテナンスを行い使い続けることが余儀なくされることも十分にあり得ることである。それに対応するためには現時点から需要の予測を行い、需要に見合った公舎を選定し、その公舎に重点的に保守を行うといったことが必要である。なお、この需要予測は、知事部局、教育庁、警察本部といった縦割りで考えるのではなく、例えば8つの地域振興局管内あるいは県北・中央・県南などエリア単位で地域隣接性を考慮したうえで予測を行うべきである。〔意見〕

(17)

検討中
教育庁施設整備室

今後の職員数の全体の動向や、各地域での職員数が予測困難であり、公舎の需要を的確に予測することは非常に難しい。
しかし、現時点で相当数の空き家が発生している状況から、需要を上回る公舎のストックが形成されていると思われる。ワーキンググループでは総量の削減を前提に、入居率、老朽度などを判断基準に一定の公舎を廃止し、継続使用する公舎に修繕費を集中することで検討中である。

④ 公舎の一元的管理について

現状、公舎管理者別の管理・運用体制となっており、全体として最適な管理がなされていない。加えて、現在教育庁と警察本部においては一部修繕計画があるが、全公舎を対象とした一元的な修繕計画は存在しない。職員公舎の有効活用を実現させるためには公舎の一元的な管理・運用が必要である。〔意見〕

(18)

対応予定
教育庁施設整備室

老朽化した木造公舎は廃止し、集合公舎は知事部局と一体的に管理・運営を行う方向で検討中である。

<p>1 3 3 (2 0)</p>	<p>(9) 教育庁61 ① 入居率低下の分析の 必要性和今後の対応に ついて</p>	<p>現状の入居率は低いと言わざるを得ない。低利用でも入居者が見込まれるから存続するという考え方は有効活用の観点から問題がある。近くにある秋田南高等学校の教職員は1名しか入居しておらず、同校の教職員のうち12名が民間のアパート・マンションに居住している(平成24年1月末現在)。低家賃にも関わらず民間アパート・マンションに入居している理由を適切に把握し、入居率向上のための対応をとるべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>職員の入居促進に努めるとともに、他部署との相互利用を推進することで入居率の向上を図る。 (25年度の定期人事異動から実施)</p>	<p>対応予定</p>	<p>教育庁施設 整備室</p>
<p>1 4 5 (2 2)</p>	<p>6 重要物品 (3) 秋田県立近代美術館 ① 美術品等の有効活用 について</p>	<p>所蔵する美術品の点数は、現在約2,000点との説明であった。美術館はこれらを、館内外の彫刻展示、年4回のコレクション展、年2回の企画展で年間約300点を展示する他、学校等を会場とした出前美術館や県立図書館特別展示室のネットワーク事業等の館外事業でさらに年間約100点の所蔵品を公開しているが、全所蔵品がひととおり展示されるには、単純計算で5年程を要することになる。 展示されることが県有財産である美術品の有効活用であるとの前提に立ち、更なる積極的な貸出等による展示の機会を拡大することも検討すべきである。 なお、図書資料室については、美術関連図書の利用度が低いことを指摘せざるを得ない。閲覧可能な美術関連図書があること、調査研究に使用するのであればそれらの利用が可能であることをよりいっそう周知すべきである。来館者の目に触れるような積極的な展示を行う等利用の促進に向けた方策を講ずるべきである。〔意見〕</p>	<p>美術品の有効活用として、これまで実施している館内外での作品展示のほか、ハイビジョンギャラリーを活用し、所蔵品を幅広く県民に紹介している。また、今年度は出前彫刻展を館外の会場で開催し、作品の展示機会を増やしている。 さらに、県立図書館総合電算システムを活用し、データベース化した所蔵品約2,000点の品目及び約1,000点の絵画画像を公開することになっている。 美術関連図書の活用については、施設内の3カ所にライブラリーコーナーを設けて、利用者が気軽に美術関連図書を手に取り、目を通すことができる環境を整え、利用の促進を図っている。</p>	<p>対応済み</p>	<p>近代美術館</p>

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県警察本部長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年11月22日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
秋本務第1086号
平成24年10月24日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県警察本部長

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度包括外部監査において指摘事項等として提出された事項に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書 概要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
65 (10)	2 貸付財産 (2) ふきみ会館 ① 組合員による利用促進の申し入れについて	ふきみの宿泊の利用は組合員が多いが、宴会、会議の組合員の利用率はルポールほど顕著ではないものの低く、非組合員とほぼ同レベルになっている。県はふきみに関しても、警察共済に対し 組合員の利用促進を要請すべきである。〔指摘事項〕	共済組合に対し、組合員の利用をより一層促進するよう要請している。 その結果、企画商品の開発、広報を行うなどとして利用促進を図っている。	対応済み	警察本部署 生課
(10)	② ルポールみずほとん共同運営の申し入れについて	ルポールと同様に、ふきみ会館（以下この項で「ふきみ」という。）も、県が警察共済組合秋田県支部（以下この項で「警察共済」という。）に無償で土地・建物を貸付し、警察共済が運営を行っている。なお、ふきみの利用状況もルポールに近い状況にある。両施設とも更なる組合員の利用の促進を行うべきであるが、現在のような状況が今後も続くのであれば、例えば、ルポールかふきみのどちらかに施設を一本化し両組合で共同運営することなど、県は利用率の向上に資する案を助言すべきである。 県はルポール、ふきみ双方の現状を把握している。それぞれの施設の運営を単独で行うことを前提とした場合限界があるであろうが、これらの2施設を関連づけて検討する、あるいはさらに検討の範囲を拡大すればよい解決策が生み出されることもある。利用率が低下している状況にあつては、県は積極的に助言、提案を行うべきである。〔意見〕	ふきみ会館は、全国警察共済組合員の宿泊施設として設置され、管理運営を警察共済組合秋田県支部が行っている。また、ルポールみずほも同様に全国地方職員共済組合員のための施設である。施設運営に係る事業計画は、最終的に組合本部における運営審議会を経た上で主務大臣の承認事項となっている。一本化の提案をすることは可能であるが、両組合本部間における協議も要することから、実現は困難である。 平成23年度の収支は黒字であり、組合員の利用促進も図っていることから、ふきみ会館の本来の目的である、組合員の福祉の増進に資するため健全な運営を今後も行っていくこととする。	対応困難	警察本部署 生課

<p>7 4 (1 2)</p>	<p>3 借受財産 (1) 職員公舎の借受について</p>	<p>① 借受を行うことの検討について</p> <p>県の借受財産の主なもの、地方職員共済組合、警察共済組合(以下この項で「共済組合」という。)から借受を行っている職員公舎である。この借受取引は、建設コスト、維持管理費、共済組合の投資不動産に係る金利相当額を県が負担し、借受期間終了後にこれらの財産を無償で県に譲渡するいわゆる所有権移転ファイナンス・リースである。</p> <p>県はこの取引は、共済組合において認められている不動産の取得を目的とする貸付であるとともに共済組合の本来自行すべき福祉事業であり、投資不動産に係る貸付利率も、各共済組合を所管する省庁によって予め定められた利率であり問題はないとする。しかし、県側から見れば、共済組合に都合のよい投資を必ず受けなければならぬというものではなない。県は公舎の借受を行う際に、この取引が県側からも最も有利な取引であるのか検討を行い、その検討内容を文書で残しておくべきであった。</p> <p>公舎を取得する方法は他の方法による他、単年度で取得、県債の発行による取得、借入による取得等複数の方法があったはずであるし、借入等を行うにしても借入期間をどうするか等検討すべき事項はあったのであって、県費を節約することも出来たはずである。</p> <p>県は公舎を建設する場合には、共済組合から借受を行う方法で行ってきたというこれまでの前例によるのではなく、複数ある資金調達の方法を比較検討し、資金の返済の期間を通じ県にとって最も有利な方法を採用すべきであり、また、その検討の過程は文書化し保存しておくべきである。[意見]</p>	<p>事業化に当たり、今まで以上に取得する公舎の目的、必要性等について関係部局と十分な協議を重ね、県にとつて最も有利な方法を選択している。また、その過程については、文書管理規程等の定めるところに従い、記録保存していくこととする。</p>	<p>対応済み</p>	<p>警察本部署 生課</p>
----------------------	-----------------------------------	---	--	-------------	---------------------

<p>1 1 2 (1 6)</p>	<p>5 県職員公舎 (2) 公舎料について ① 警察職員の公舎料の 規定化について</p>	<p>警察職員の公舎料については昭和61年6月27日起案の伺書において、警察職員の勤務の特殊性に鑑み、算定基準により算出された公舎料から一律30%控除を行うことが合議のうえ決定されている。警察職員の公舎料を減額すること自体は、警察という職種の特種性を鑑みれば不合理ということでは言えないであらうが、伺書において決定し運用上の取扱いとすることはなく、算定基準を改定し明記しておくべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>算定基準は、国の基準に準じて県職員の公舎料算定の基準を示しているものであり、その運用まで示すものではない。運用上の取扱であることから、個別に決裁を受けて実施しているものである。 指摘事項については、知事部局と協議し、その措置について検討する。 (対応方針決定時期24年度中)</p>	<p>検討中</p>	<p>警察本部 計課</p>
<p>1 2 0 (1 7)</p>	<p>(3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎 への対応について</p>	<p>職員公舎の入居率は平均すれば83%程度となっており、50%に満たない公舎が多く存在し、特に教育長が管理を行っている公舎に入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建のものである。過去において学校の教職員のための公舎は当該教職員が勤務する学校に附属するような形で設置されており、これは当時の社会的要請にかなうものであった。現在は交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、ある意味居住していない公舎が出るのはやむを得ないことであるが、未利用の公舎をそのまま放置しておいてよいわけではない。特に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事件の発生する可能性もあり、管理をより厳重に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸建公舎は順次解体の方針としているが、具体的な年度を決定するまでには至っていない。早急な対応が必要である。 また、これ以外の公舎についても、既に処分の方針が決まっている公舎については速やかに処分すべきであり、決まっていない公舎</p>	<p>ワーキンググループにおいて検討中であるが、未利用、低利用公舎については、耐用年数、入居率、耐震性、老朽度等の基準を設け、その結果、各公舎の利活用方針を定める予定である。</p>	<p>対応予定</p>	<p>警察本部 計課</p>

(17)	② 公舎の効率的利用について	<p>については早急に活用方針を定めるべきである。〔指摘事項〕</p> <p>秋田県公舎管理規則では、基本的には公舎管理者毎に入居対象職員が決まっているが、「その他公舎管理者が適当と認める職員」と対象外職員でも入居が可能とする規定も織り込まれている。これに対し、現状では知事部局、教育庁、警察本部間の公舎相互利用がほとんどなされていない状況となっている（特に公舎管理者が警察本部長の公舎については知事部局及び教育庁職員が全くと入居していない）。知事部局、教育庁及び警察本部といった縦割りの利用に留まるのではなく、相互の利用の促進を図るべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>知事部局、教育庁、警察本部それぞれ異動時期が異なり、相互利用に課題はあるが、今後各部局間で相互利用促進を図っていく。（25年度の定期人事異動から実施）</p>	対応予定	警察本部 計課
(17)	③ 今後の方向性について	<p>公舎については、その効率的な利用の観点から、入居率が50%を超えるものの80%にとどかないような利用の低い公舎を中心に継続・廃止・統合の検討を行うべきであるが、そのためには公舎に対する県職員の需要がどれだけあるのかを把握し、今後どれだけ公舎が必要になるのかについて需要の予測を行う必要がある。県の財政事情に鑑みても公舎の建設は厳しい状況になることもあり得る。今ある公舎に適切なメンテナンスを行い使い続けることが余儀なくされることも十分にあり得ることである。それに対応するためには現時点から需要の予測を行い、需要に見合った公舎を選定し、その公舎に重点的に保守を行うといったことが必要である。なお、この需要予測は、知事部局、教育庁、警察本部といった縦割りで考えるのではなく、例えば8つの地域振興局管内あるいは県北・中央・県南などエリア単位で地域隣接性を考慮したうえで予測を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>ワーキンググループにおいて、入居率が低い公舎を抽出し、廃止・統合について、各地域の特性を踏まえた上で検討中である。 今後の借舎の需要予測をとらえるのは非常に困難であるが、40年を経過する公舎の原則に廃止の方向で検討中であり、公舎の共同利用、適切なメンテナンスによる継続利用を行う公舎の選定作業を実施している。</p>	検討中	警察本部 計課

134 (20)	④ 公舎の一元的管理について (10) 宮崎待機 ① 適切な設備投資について	現状、公舎管理者別の管理・運用体制となっており、全体として最適な管理がなされていない。加えて、現在教育庁と警察本部において一部修繕計画があるが、全公舎を対象とした一元的な修繕計画は存在しない。職員公舎の有効活用を表現させるためには公舎の一元的な管理・運用が必要である。〔意見〕	人事異動時期や公舎入居の必要性の面で他部局と比較にならない地域密着性が求められることから、一元的な管理・運用は困難と思われるが、共同利用については推進を図っていくこととしている。	対応予定	警察本部 計課
135 (21)	(11) 三千刈共済 ① 早期処分の必要性について	交通機動隊があつた場合でも最大入居率は9割程度である。そもそも必要な戸数を超えるものであつたのではないか。公舎建設時には適切な需要予測によりこれを行う必要がある。警察の待機宿舎であり必要な建物であるにしても33%の入居率は低すぎると言わざるをえず、必要だからといって低入居率のままではよいとすることにも問題がある。特に平成17年度に大規模修繕が行われているのであれば、この投資＝県民の税金が無駄に使われているということになるのではないか。警察の業務上、この場所に必ず必要な公舎であるというのであれば、この公舎に知事部局、教育庁等警察職員以外の職員の入居も認め、他の空いた公舎を他の用途に利用又は処分する等の対応を行うべきである。〔指摘事項〕	できる限り職員の入居促進を図り、他部局の職員の入居を認めるなど、部局間の相互利用も図る。 (平成25年度の定期人事異動から実施)	対応予定	警察本部 計課
135 (21)	(11) 三千刈共済 ① 早期処分の必要性について	今後の使用見込や他に転用見込がない場合は、早期に処分すべきである。入居者がいない状況のままであれば、近隣住人の苦情及びトラブルの元になる可能性もある。特にこの公舎のように立地条件が良く、建物の状態もよい物件であれば売却に向けて早期に意思決定すべきである。〔指摘事項〕	今後の利用見込みがないことから、売却に向けて手続を進めている。	対応済み	警察本部 計課

1 3 6 (2 1)	(12) 下野家後待機 ① 適切な設備投資につ いて	交通機動隊があった場合でも最大入居率は75%程度であった。指摘内容は宮崎待機と同様である。〔指摘事項〕	できる限り職員の入居促進を図り、他部局の職員の入居を認めるなど、部局間の相互利用も図っていく。 (平成25年度の定期人事異動から実施)	対応予定	警察本 部会 計課
----------------	----------------------------------	---	--	------	-----------------

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号
電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)